

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる翌日は、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
保安林の指定の解除予定（森林保全課）
土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可（都市計画課）
道路の位置の指定（建築課）
収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（会計課）
- ◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の
数
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 公 告 平成八年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）の実施（人事委員会
総務課）
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（二件）（経営流通課）

告 示

鳥取県告示第十六号

淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業淀江地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
平成九年一月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字蔵内字山大谷九二五・字東笹尾九五八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市八丁田土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

変更なし

二 施行地区

変更なし

三 事務所の所在地

変更前 鳥取市湖山町北一丁目二〇二

鳥取市農業協同組合 湖山支所内

変更後 鳥取市湖山町北一丁目二〇二

鳥取いなば農業協同組合 湖山支所内

四 設立認可の年月日

平成八年一月十二日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成九年一月九日

鳥取県告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成九年一月九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成九年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市旗ヶ崎六丁目五―一六 株式会社 大島ハウス 代表取締役 大島 巧作	東伯郡羽合町大字長瀬字天王 六一五―三の一部及び六一五 ―四	幅員 四・二メートル 延長 七七・二五メートル

鳥取県告示第二十号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	氏 名
平成八年十二月三十一日	米子市灘町三丁目一〇七	浅尾 範夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
牧廣後援会	野島久光	矢田久夫	倉吉市西倉吉町五 一—一	平成八年十二月十二日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党泊村支部	主たる事務所の所在地	東伯郡泊村大字泊七三一	東伯郡泊村大字泊七九六	平成八年十二月二日	政党の支部
〃	代表者の氏名	松井大輔	橋本 是	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	松井大輔	橋本 是	〃	〃
国際勝共連合鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市富安二丁目二二三—三	鳥取市興南町六一—二	平成八年十二月十九日	その他の政治団体
〃	会計責任者の氏名	川上真由美	段田美紀	〃	〃
〃	職務代行者の氏名	〃	〃	〃	〃
税理士による平林鴻三後援会	会計責任者の氏名	録沢哲雄	厨子真一郎	平成八年十二月二十五日	〃

相沢英之中部後援会	主たる事務所の所在地	東伯郡東伯町 大字八橋二一五―一	倉吉市宮川町 一五七―一三	平成八年十二月二十七日	〃
松原一男後援会	会計責任者の氏名	伊達義男	杉原良治	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 飯 口 政 次

◎政党の支部

期間 平成7年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党鳥取県

生命尊重支部

報告年月日 平成8年11月22日

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

◎その他の政治団体

期間 平成7年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 田中清一後援会

報告年月日 平成8年11月21日

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

政治団体の名称 石丸美嗣後援会

報告年月日 平成8年11月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄附を除く）

（内訳別掲）

個人からの寄附

合 計

【寄附の内訳】

個人からの寄附

（寄附者の氏名）（金額）（住所）

石丸家徳 200,000円 東伯郡大栄町

石丸美嗣 300,000円 東伯郡大栄町

小 計 500,000円

(2) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費

政治活動費

機関紙誌の発行

その他の事業費

機関紙誌の発行事業費

宣伝事業費

調査研究費

小 計

合 計

（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円）

政治団体の名称 泉山たかのり後援会

報告年月日 平成8年12月5日

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出の総額

政治団体の名称 川上義博後援会

報告年月日 平成8年12月9日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

借入金

川上義博

合 計

(2) 支出の内訳

経常経費

事務所費

政治活動費

組織活動費

合 計

（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円）

政治団体の名称 益田信夫後援会 報告年月日 平成8年12月10日 収入・支出の総額 1 収入の総額 0円 2 支出の総額 0円		個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 小玉正猛 177,075円 鳥取市 (2) 支出の内訳 経常経費 人権費 330,000円 備品・消耗品費 86,497円 事務所費 40,000円 小 計 456,497円 政治活動費 組織活動費 34,746円 合 計 491,243円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
政治団体の名称 小玉正猛後援会 報告年月日 平成8年12月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 491,243円 7 前年繰越額 314,168円 4 本年収入額 177,075円 (2) 支出総額 491,243円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 個人からの寄附 177,075円 合 計 177,075円 【寄附の内訳】		政治団体の名称 町民の会 報告年月日 平成8年12月26日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	

鳥取県選挙管理委員会告示第四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、
 次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
漆原よしはる後援会	木下 敏明	山根 勇	岩美郡国府町大字 宮下二五八一七	平成八年十一月二十八日	その他の政治団体
種田史郎後援会	汐田 浅市	松原 誠	西伯郡大山町安原 一五八	平成八年十二月二日	〃
前田正恭後援会	岡本美之助	前田政義	東伯郡東郷町大字 門田三四五	平成八年十二月三日	〃
松本十三種後援会	保崎 仁	大石繁人	西伯郡西伯町大字 東町六九	〃	〃
平成 会	内田 博長	田辺皓三	日野郡日南町生山 六七三一五	平成八年十二月五日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、
 政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
 その要旨を次のとおり公表する。

平成九年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体		た交付金に係る支出	0円)	東郷町			
期間 平成7年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 漆原よしはる後援会 報告年月日 平成8年11月27日 (平成7年12月31日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 154,500円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 154,500円 (2) 支出総額 154,500円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 個人からの寄附 154,500円 合 計 154,500円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 漆原是治 154,500円 岩美郡国府町 (2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 154,500円 宣伝事業費 154,500円 合 計 154,500円 (うち本部又は支部に対して供与し	収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 平成会 報告年月日 平成8年12月5日 (平成7年12月31日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 399,445円 ア 前年繰越額 398,803円 イ 本年収入額 642円 (2) 支出総額 399,445円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 642円 合 計 642円 (2) 支出の内訳 経常経費 2,600円 備品・消耗品費 政治活動費 組織活動費 396,845円	合 計 399,445円 (うち本部又は支部に対して供与し た交付金に係る支出 0円) 期間 平成8年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 前田正恭後援会 報告年月日 平成8年12月3日 (平成8年11月30日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 120,756円 ア 前年繰越額 3,756円 イ 本年収入額 177,000円 (2) 支出総額 120,756円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (37人) 37,000円 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 個人からの寄附 80,000円 合 計 117,000円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 前田正恭 80,000円 東伯郡	(2) 支出の内訳 政治活動費 110,000円 組織活動費 10,756円 その他の経費 120,756円 小 計 120,756円 合 計 120,756円 (うち本部又は支部に対して供与し た交付金に係る支出 0円) 政治団体の名称 松本十三穂後援会 報告年月日 平成8年12月3日 (平成8年11月15日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 1,815円 ア 前年繰越額 1,815円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出の内訳 2 支出の内訳 経常経費 事務所費 1,815円 合 計 1,815円 (うち本部又は支部に対して供与し た交付金に係る支出 0円)

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

平成八年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、二千百七十五であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年一月十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成九年一月十六日（木）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室

三 議題

1 鳥取県教育委員会職員服務規程について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名	又	は	名	称	所	株式会社北電子 東京都板橋区板橋一丁目24-3
遊技機の種類	遊技機の区分	型	式	名	製造業者名	検	定
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ジャ	ン	グ	ラー	番	号
					株式会社北電	640284	右
							効
							期
							間
							平成9年1月14日
							から3年間

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成9年1月14日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成8年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度・第2回）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
学 校 事 務	4名
警 察 事 務	3名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

学校事務にあつては市町村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあつては警察署等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額139,300円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和48年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)及び適性試験

(2) 試験の期日

平成9年2月7日(金)

(3) 試験の場所

鳥取県民文化会館 鳥取市尚徳町101-5

鳥取県西部総合事務所 米子市穂花町一丁目160

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成9年2月下旬(予定)

(3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成9年2月中旬(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成9年3月中旬(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、第二次試験受験者全員に、可否を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成9年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能)

なお、申込みができる「試験の区分」は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成9年1月20日(月)から同月31日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成9年1月31日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求を郵便によって行う場合には速達によることとし、350円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(速達)を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成9年1月28日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年1月14日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○法第9条第1項の届出に係るもの

1 届出者の名称

株式会社サンキュー高島屋

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト米子店

米子市新開2丁目1330-1ほか

3 閉店時刻

午後10時

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成9年1月28日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年1月14日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

日南ショッピングセンター

日野郡日南町霞789-1ほか

2 届出者及び届出内容

届出者の氏名又は名称	閉 店 時 刻	休 業 日 数
株式会社三幸	午後9時	年 3 日
有限会社扇屋	〃	〃
有限会社福田宝進洞	〃	〃
有限会社長谷川商店	〃	〃
有限会社佐々木百貨店	〃	〃
有限会社日南住設	〃	〃
本条美寿恵	〃	〃
高橋美雪	〃	〃
守家邦夫	〃	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】